平成２２年（フ）第３５６号
東京都立川市羽衣町１丁目13番15号
破産者　熊崎　敏男
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６５４号
東京都多摩市一ノ宮２丁目11番地21
破産者　有限会社多摩でんきボーイ
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６５５号
東京都多摩市一ノ宮２丁目11番地の20桜ヶ丘ハイツ101
破産者　本間美枝子
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６６７号
東京都立川市羽衣町２丁目47番15号
破産者　有限会社小菅塗装工業
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７３６号
東京都町田市木曽東２丁目８番８―501号
破産者　三浦　隆幸
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２３４号
相模原市緑区橋本５丁目６番19号
破産者　有限会社寿雅
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２４１号
神奈川県座間市相武台３丁目4774番地44
破産者　株式会社首藤製作所
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第９９３０号
大阪市北区中津１丁目17番２号メゾンミラノ中津202号
破産者　有限会社エコーエキスプレス
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２０２号
大阪府守口市南寺方東通５丁目20番６号
破産者　大同工業株式会社
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７０８号
大阪府東大阪市東山町４番17号
破産者　櫻井槇メタリック工業株式会社
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７８４号
大阪市西淀川区出来島１丁目８番27号グレース出来島208
破産者　株式会社美紀組
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６０５号
大阪市中央区西心斎橋１丁目13番15号
破産者　有限会社ワンダーリーフ
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６６４号
大阪市旭区千林２丁目18番19号
破産者　有限会社じゅうじゅー
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７０４号
大阪府寝屋川市高柳２丁目39番１号
破産者　有限会社オモチャーズ
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７４０号
大阪市旭区新森１丁目６番11号202号
破産者　有限会社ＴＣプロモート
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１８４号
横浜市港南区港南台２丁目１番３―1408号
北風審方、商業登記簿上の本店所在地東京都港区赤坂４丁目13番５号
破産者　株式会社セーフティサポート
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０５号
神奈川県秦野市柳川1420番地の１
破産者　有限会社今岡工務店
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２０年（フ）第２１１号
富山市安住町３番１号
破産者　木村建設株式会社
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９７号
岐阜県可児市大森685番地の２
破産者　株式会社名光コンサルタント
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第７７３号
京都府相楽郡和束町大字中小字平田77番地の23
破産者　敬進建設株式会社
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４７２号
神戸市西区北別府３丁目３番地の３―602号
破産者　有限会社大聖産業
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第６８号
神戸市西区大沢１丁目６番７号
破産者　有限会社ホームテック
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係